

令和5年度の国保財政の運営状況等について

■令和5年度県国民健康保険特別会計予算

当 初 予 算	1,770億円 (1,770億4,571万7,000円)
3月補正予算	1,833億円 (1,833億2,145万2,000円)
決 算 見 込	1,781億円 (1,780億6,998万3,394円)

■歳 入

(単位：億円)

科目	当初予算a	3月補正予算b	差引b-a	決算額c	差引c-b
市町村納付金	543.8	543.8	0.0	543.8	0.0
療養給付費負担金	305.6	306.6	1.0	307.4	0.8
高額医療費負担金	15.4	15.5	0.1	15.5	0.0
特定健康診査負担金	2.5	2.4	▲ 0.1	2.2	▲ 0.2
普通調整交付金	78.6	78.8	0.2	82.0	3.2
特別調整交付金	14.8	18.7	3.9	14.7	▲ 4.0
保険者支援制度交付金	16.9	21.2	4.3	21.2	0.0
前期高齢者交付金	659.3	660.2	0.9	660.2	0.0
県繰入金	92.8	86.2	▲ 6.6	86.2	0.0
財政安定化基金繰入金	8.6	30.3	21.7	6.2	▲ 24.1
普通交付金返還金	0.0	8.0	8.0	8.0	0.0
繰越金	8.5	37.3	28.8	37.3	0.0
その他	23.7	24.2	0.5	23.0	▲ 1.2
合計	1,770.5	1,833.2	62.7	1,807.7	▲ 25.5

■歳 出

(単位：億円)

科目	当初予算a	3月補正予算b	差引b-a	決算額c	差引c-b
保険給付費交付金 (普通交付金)	1,377.8	1,429.2	51.4	1,382.5	▲ 46.7
保険給付費交付金 (特別交付金)	30.0	34.7	4.7	30.2	▲ 4.5
後期高齢者支援金	260.7	257.8	▲ 2.9	257.8	0.0
前期高齢者納付金	0.4	0.6	0.2	0.6	0.0
介護納付金	84.7	84.7	0.0	84.7	0.0
保健事業費	0.4	0.3	▲ 0.1	0.3	0.0
療養給付費交付金返還金	2.4	0.1	▲ 2.3	0.1	0.0
国庫負担金返還金	0.0	11.2	11.2	11.2	0.0
その他	14.1	14.6	0.5	13.3	▲ 1.3
合計	1,770.5	1,833.2	62.7	1,780.7	▲ 52.5

■決算剰余金（歳入－歳出） 27億円

■令和５年度の実質的な決算剰余金見込額 ８．２億円（暫定）

R5 剰余金 27 億円 － 活用予定額 18.8 億円 ＝ 8.2 億円（暫定）

- ・決算剰余金の令和６年度の活用予定額は以下のとおり。

（単位：円）

活用先	活用予定額	備考
R6納付金抑制	900,000,000	R5協議済み
インセンティブ交付	136,381,759	医療費指数反映係数（ α ）引き下げに伴う交付
特例基金繰入金	404,275,000	国通知による特例基金（保険者努力支援）繰入
県繰入金余剰分	435,871,182	県繰入金の不足時に備えて留保
合計	1,876,527,941	

・ 8.2 億円に過年度の普通交付金や各種公費等の精算金を加算減した額が、最終的な、実質的な決算剰余金となる。（過年度の精算額は 11 月頃に確定予定）

■保険給付費交付金（普通交付金）の交付状況

- ・県が市町村の保険給付実績に応じて交付。※令和６年２月診療分は概算交付

予算額（３月補正後）	執行額	交付率(b/a)
1,429.2 億円(a)	1,382.5 億円(b)	96.73%

- ・精算は 10 月頃を予定。※余剰分は市町村から返還

■財政安定化基金の積立て・取崩し等

- ・基金の造成は全額国費にて平成 30 年度に完了。
- ・令和５年度は後年度の前期高齢者交付金の返還に備えて 9 億円を積み立て、国の通知に基づき激変緩和と保険者努力支援は全額取り崩した。
- ・激変緩和分は R5 納付金抑制に活用し、保険者努力支援分は一旦剰余金として計上し、今年度中に財政調整基金へ積み立てを行う予定。

（単位：円）

区分	年度当初残高	積立額	取崩額	年度末残高
財源不足	3,216,926,000			3,216,926,000
財政調整	1,100,055,216	900,000,000		2,000,055,216
激変緩和	88,400,947		88,400,947	0
保険者努力支援	533,643,000		533,643,000	0
運用利息	14,096,565	2,146,960		16,243,525
合計	4,953,121,728	902,146,960	622,043,947	5,233,224,741

※「財源不足」：市町村への貸付や交付、保険給付の急増等により県予算額が不足する場合に取り崩すもの。

「財政調整」：納付金抑制等その他国保財政の安定的な運営のために必要があると認められる場合に取り崩すもの。

■保険料（税）率の算定方法の移行状況

- ・新制度開始時の平成30年度に16市町村が4方式から3方式に移行。
- ・令和6年度には2市町が4方式から3方式に移行。

算 定 方 法	R2	R3	R4	R5	R6
4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）	13	9	7	3	1
3方式（所得割、均等割、平等割）	27	31	33	37	39
2方式（所得割、均等割）	2	2	2	2	2
合 計	42	42	42	42	42

資料 3-2 市町村別保険料(税)の賦課状況